

平成23・24年度工事希望調査の実施について

独立行政法人都市再生機構九州支社における平成23・24年度工事希望調査を次のとおり実施します。

本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの間（最大2か年分）の指名の基礎資料とします。

1 調査対象工事区分等

- (1) 平成23年7月1日以降、下記4(1)③に掲げる事務所等（以下「事務所等」という。）において、指名競争入札による発注が見込まれる工事に係る工事区分（別掲）を対象とします。
- (2) 調査は、工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。
※ 受付は、事務所等ごとに行い、提出方法は簡易書留による郵送方式とします。

2 調査資料の提出要件

当機構九州地区における平成23・24年度の競争参加資格の認定を受け、事務所等が工事区分毎に定める要件（格付・地理的条件・技術的適性等）を満たしている者としてします。

なお、平成23・24年度の建設工事競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付工事区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査資料は無効とします。

3 調査資料の作成要領の交付

当機構ホームページからのダウンロードにより、平成23年4月13日から交付します。

4 調査資料の受付

調査資料は、希望する工事区分ごとに作成し、事務所等ごとに提出する必要があります。

- (1) 定期受付

① 受付方法 簡易書留による郵送とします。 ※持ち込みによる提出は不可

② 受付期間

平成23年4月15日（金）から平成23年4月28日（木）まで（必着）

③ 送付場所

希望する事務所等ごとに調査資料を送付してください。

	事務所等	所在地（受付場所）	電話番号
1	九州支社（経理チーム）	〒810-8610 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	092-722-1017
2	九州公園事務所	同上	092-741-4830
3	福岡都市整備事務所	〒813-0044 福岡県福岡市東区千早6-2-2	092-683-1371
4	福岡東部開発事務所	〒811-3114 福岡県古賀市舞の里2-8-6	092-944-1827

※ 一つの事務所で他の事務所の受付はできませんのでご注意ください。

※ 複数の工事区分について調査資料を提出する場合は、工事区分ごとに調査資料（調査票及び添付資料）をクリップ止めしてください。

(2) 追加受付（随時）

① 受付方法 簡易書留による郵送受付 ※持ち込みによる提出は不可

② 追加受付期間（随時）

平成23年7月1日（金）から平成25年3月31日（日）まで（必着）

③ 送付場所

上記4(1)③の送付場所と同じ

(3) 調査資料に関するヒアリング等

施工実績の確認等のため、ヒアリング等を行うことがあります。

5 その他

(1) この調査は、調査対象工事の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。

(2) 提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

(3) 提出された調査資料は、原則として返却しません。

(4) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の施行により、公共工事の発注者には工事の品質確保のために入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

総合評価方式の詳細については、当機構ホームページに掲載されている総合評価方式実施ガイドラインにより御覧になれます。

- (5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。
- (6) その他指名以外の一般競争入札等個別工事の入札案内については、掲示及びホームページ等をご覧ください。

以 上

《本資料に掲載する工事種別の問合せ先》

別冊－1	工事種別「土木」	都市再生業務部 事業計画チーム	092 (722) 1153
別冊－1	工事種別「その他」	都市再生業務部 事業計画チーム	092 (722) 1153
別冊－1	工事種別「造園」	都市再生業務部 市街地設計チーム	092 (722) 1090
別冊－1	福岡東部開発事務所の各工事種別	福岡東部開発事務所	092 (944) 1827
別冊－1	福岡都市整備事務所の各工事種別	福岡都市整備事務所	092 (683) 1371
別冊－1	九州公園事務所の各工事種別	九州公園事務所	092 (741) 4830
その他一般事項		総務企画部 経理チーム	092 (722) 1017

新規工事希望調査の作成要領

工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）については、当支社における事業見込みを基に、「平成23・24年度建設工事競争参加資格」の認定を受けた者から、工事希望を調査するもので、以下の点に留意し、作成して下さい。

なお、地理的条件及び技術的適性等については、それぞれ提出を希望する支社又は事務所が調査対象工事区分表により定める条件をよく確認した上で資料を作成して下さい。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の施行により、公共工事の発注者には品質確保のために工事の内容に応じた入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

1 調査資料の提出について

(1) 調査資料の受付は、簡易書留による郵送とし、支社及び事務所ごとに行います。

また、調査資料は工事区分ごととしていますので、複数の事務所又は複数の工事区分に希望する場合は、それぞれの事務所・工事区分ごとに作成し、郵送して下さい。

(2) 調査資料は、工事区分等により異なりますので、本冊子末尾の「提出書類一覧」により確認の上、作成して下さい（チェック欄を使用し、書類に不足がないようご注意ください。）

また、調査資料の作成は、当機構ホームページに掲載しているエクセルデータ又は、本冊子添付の調査票、送付票により対応して下さい。

(3) 添付資料を含め、調査資料はすべてA4サイズで作成して下さい。

2 本店、支店及び営業所等所在地について

(1) 希望する工事区分に対応する工事種別についての建設業許可を受け、かつ、地理的条件に定める条件を満たす本店、支店及び営業所等（以下「本店等」という。）がある場合は、当該本店等のうち、いずれか1つを記入して下さい。

(2) (1)以外で、地理的条件（技術的適性）に定める条件を満たす施工実績がある場

合は、提出を希望する支社の最寄りの本店等を記入してください。

- (3) 地理的条件で「特に要件なし」により希望する場合は、提出を希望する支社の最寄りの本店等を記入してください。

なお、(1)～(3)いずれの場合も、単なる作業場、資材置場等、建設業法上の営業所に該当しないものは記入できません。また、提出に際しては、当該本店等を申請した**建設業許可申請書の写し（様式第1号及び同号別表の写し）**を添付してください。

3 技術者の配置状況等について

- (1) 技術者（建設業法第26条に指定する技術者であって、それぞれの資格要件を満たす者）の配置状況は、工事種別における主任技術者及び監理技術者のそれぞれの総数を記入してください。
- (2) 監理技術者が在籍している場合は、少なくとも1人の**監理技術者資格者証の写し（表・裏）**を添付してください。なお、監理技術者の配置の無い者は、その理由を選択してください。

4 過去10年間ににおける施工実績について

- (1) 提出を希望する支社又は各事務所が技術的適性に定める要件を満たし、かつ、1件当たり500万円以上の施工実績（昼及びふすまについては、500万円未満の施工実績でも可）を対象として記入してください。
- (2) **施工実績は、調査資料の提出日の属する年度の前年度末までに完了している工事が対象となりますが**、個別工事の規模等により相応の施工実績の有無を確認して指名の基礎資料とするため、(1)の区分で複数の施工実績がある場合は、最も金額の高いものを記入してください（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限ります。）。
- (3) 施工実績に記入した工事については、元請としての実績であることが証明できる書類（例：コリンズの登録データを原則とする。但し、コリンズの登録データがない場合は、工事請負契約書の表紙（鑑）、特定元方事業者の事業開始報告書及び工事内容が証明できる書類（工事費内訳書等））の写しを添付してください。
- なお、国・公共団体・公団・機構等公共機関以外から受託した工事については、内容確認のため当該書類の原本の提示を求めることがあります。
- また、当機構住宅管理センターの管理業務受託者から受注した工事は、当機構からの受注工事とみなします。
- (4) 過去10年間とは、調査資料の提出日の属する年度の前年度から過去10年度分とします。

【定期受付（2年ごと）】 平成13年4月1日から平成23年3月31日まで

【追加受付（随時）】

（平成23年度中の受付） 平成13年4月1日から平成23年3月31日まで

（平成24年度中の受付） 平成14年4月1日から平成24年3月31日まで

- (5) その他、技術的適性欄に記載されている内容について、証明できる資料を添付して下さい。
- (6) 添付資料等に関して、原本の提示や資料の追加を求めることがあります。

5 その他

- (1) 本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの工事請負契約に係る競争参加者の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。
- (2) 今回調査の追加受付については、平成23年7月から随時で行う予定としております。詳細については、改めて掲示等でお知らせします。
- (3) 調査資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (4) 調査対象工事区分によっては、工事の発注が無い場合があります。また、調査資料の提出者が無い、又は僅少である工事区分については、直近上位又は直近下位の格付である者で条件を満たす者から提出された資料を基礎資料とする場合があります。
- (5) 会社更生法又は民事再生法の手続を申し立てている者も調査資料を提出できますが、競争参加資格に係る再審査で認定されるまでは、基礎資料としません。また、再審査の結果、資料を提出した工種について下位の格付に認定された場合は、基礎資料としません。
- (6) 調査資料提出後、合併、営業譲渡又は会社分割等が行われ、競争参加資格に係る再審査の結果、資料を提出した工種について下位の格付に認定された場合は、基礎資料としません。
- (7) 営業停止中又は指名停止中の者も調査資料を提出できますが、当該停止期間中は基礎資料としません。
- (8) 調査資料の受付時又は受付終了後においても、提出された調査資料の内容に疑義が生じた場合は、追加して説明できる資料の提出を求めることがあります。
- (9) 提出された調査資料に虚偽の記載がある場合は、当該資料を無効とし、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
なお、虚偽の記載により調査資料を提出し、受注した工事がある場合には、当該工事は施工実績として認めません。
- (10) 提出された調査資料は返却しません。ただし、受付後、調査非対象者と判明し

た場合は、その旨を通知し、資料を返却します。

(11) 一般競争入札等個別工事の案内については、掲示及びホームページ等でご確認ください。

(12) 建築、電気設備、機械設備、土木及び造園工事については、詳細条件審査型一般競争入札を対象として、次の措置等を講じており、今後、指名競争入札及び他工種にも適用することがあります。

① 過去2か年に低入札価格調査対象工事でかつ工事成績が68点未満であった者（共同企業体の構成員である場合を含む。）が新たな入札に参加する場合には、品質確保のため次のとおり取り扱う。

イ 掲示（公募）時点で、別の工事を低入札価格で履行中の者
当該工事が終了するまで、新たな入札への参加を制限する。

ロ イ以外の者

低入札価格で入札を行った場合には、工事内容に応じ、専任の技術者に加えて品質管理を専任する技術者の追加配置を求めることがある。

② ①以外の場合であっても、特に施工体制及び品質の確保を求める必要がある工事について、低入札を行った場合には、専任の監理技術者に加えて安全、品質管理等を専任する技術者の追加配置を義務付ける。

③ 低入札価格で入札した者で、各費用の積算額が機構積算額に対して下表の率を乗じた額に満たない者、又はこれと同等と認められるものに対しては、具体的な施工及び品質確保体制の確認等調査項目を追加し、低入札価格調査を厳格に実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

④ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

(13) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づく監理（主任）技術者の専任性確認のため、指名後に対象工事の配置予定技術者の届出を求めることがあります。期限までに届出がない場合、指名を取り消し、入札に参加できないことがあります。

(14) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）の施行により、当機構が取得した文書（例：工事希望調査提出資料など）は、開示請求者（例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書となります。

(15) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者

は、調査資料を提出できません。

(16) 当該調査表に記入する宛名、及び調査資料の送付先は、工事を発注する次の事務所ごとになります。

① 調査資料の送付先が支社（支社の発注工事）の場合

（送付先） 九州支社 総務企画部 経理チーム（電話番号：092-722-1017）

（宛 名） 九州支社 支社長

② 調査資料送付先が支社以外（支社以外の事務所の発注工事）の場合

1)（送付先） 九州公園事務所 総務課（電話番号：092-741-4830）

（宛 名） 九州公園事務所長

2)（送付先） 福岡都市整備事務所 企画課（電話番号：092-683-1371）

（宛 名） 福岡都市整備事務所長

3)（送付先） 福岡東部開発事務所 宅地業務課（電話番号：092-944-1827）

（宛 名） 福岡東部開発事務所長

以 上

【別紙】

平成23・24年度調査対象工事区分表（九州支社発注用）

工事種別	工事区分	工事内容	参考平成22年度発注実績	発注予定地域	機構の定める要件		
					格付	地理的条件	技術的適性
土木	土木工事1	土木工事	2	福岡	土木C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域において本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	土木工事について、過去10年間に工事内容に記載した同種の工事、元請として工事実績があること。
	土木工事2	同上	0	北九州	土木C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 北九州都市圏及び周辺地域並びに下関市において、本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	同上
	土木工事3	同上	1	福岡	土木D	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域に本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	同上
	土木工事4	同上	0	北九州	土木D	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 北九州都市圏及び周辺地域並びに下関市において本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	同上
その他	橋梁工事	橋梁上部(PC橋)	0	福岡	土木工事の建設業許可を持つその他工事登録業者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域において本店、支店又は営業所があること。 ② 北九州都市圏及び周辺地域並びに下関市において本店、支店又は営業所があること。 ③ 当該地域において「技術的特性」に掲げる工事実績があること。	橋梁工事(PC橋上部工)について、過去10年間に工事内容に記載した同種の工事、元請として工事実績があること。

注1：発注予定地域欄における「福岡」は、福岡都市圏及び周辺地域、「北九州」は北九州都市圏及び周辺地域を示す。（別添1参照）

注2：地理的条件欄における「福岡都市圏及び周辺地域」、「北九州都市圏及び周辺地域」とは、別添1に示す地域。

注3：工事種別「土木」における工事区分「土木工事1」と「土木工事2」の重複提出は認めない。また、「土木工事3」と「土木工事4」も同様とする。

注4：工事種別「土木」における工事区分「土木工事4」と福岡都市整備事務所の全ての工事区分又は、福岡東部開発事務所の工事区分「土木工事5」と「用地管理工事」との重複提出は認めない。

【別紙】

平成23・24年度調査対象工事区分表（九州支社発注用）

工事種別	工事区分	工事内容	参考 平成22 年度発 注実績	発注 予定 地域	機構の定める要件		
					格付	地理的条件	技術的適性
造園	造園工事1	造園緑地整備工事 団地造園工事 街路樹工事 樹木移植工事他	0	福岡 及び 北九 州	造園A	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域において、本店、支店又は営業所があること。 ② 北九州都市圏及び周辺地域並びに下関市において、本店、支店又は営業所があること。 ③ 当該地域において、「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	公園・緑地・広場・歩行者専用道路・住宅団地・公益施設・街路樹・樹木移植等の造園工事について、過去10年間に元請として工事実績があること。
	造園工事2	同上	0	福岡	造園B	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域において、本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	同上

注1：発注予定地域欄における「福岡」は福岡都市圏及び周辺地域、「北九州」は北九州都市圏及び周辺地域を示す。（別添1参照）

注2：地理的条件欄における「福岡都市圏及び周辺地域」、「北九州都市圏及び周辺地域」とは、別添1に示す地域。

【別紙】

平成23・24年度調査対象工事区分表（福岡東部開発事務所用）

工事種別	工事区分	工事内容	参考 平成22 年度発 注実績	発注 予定 地域	機構の定める要件		
					格付	地理的条件	技術的適性
土木	土木工事5	土木工事	1	福岡	土木D	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域において本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	土木工事について、過去10年間に工事内容に記載した同種の工事、元請としての工事実績があること。
その他	用地管理工事	除草工事 安全施設(仮囲い等)工事	2	福岡	土木又は造園工事の建設業許可を持つその他工事登録業者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福津地域において本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	用地管理工事について、過去10年間に工事内容に記載した同種の工事、元請としての工事実績があること。
土木	土木工事6	土木工事	0	北九州	土木D	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 北九州都市圏及び周辺地域並びに下関市において本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	土木工事について、過去10年間に工事内容に記載した同種の工事、元請として工事実績があること。
造園	造園工事	造園工事	1	北九州	造園C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 北九州都市圏及び周辺地域並びに下関市において本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	造園工事について、過去10年間に工事内容に記載した同種の工事、元請として工事実績があること。

平成23・24年度調査対象工事区分表（福岡都市整備事務所用）

工事種別	工事区分	工事内容	参考 平成22 年度発 注実績	発注 予定 地域	機構の定める要件		
					格付	地理的条件	技術的適性
土木	土木工事7	土木工事	1	福岡	土木D	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域において本店、支店 又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事 実績があること。	土木工事について、過去10年間に工事内容 に記載した同種の工事で、元請としての工事 実績があること。

【福岡東部開発時事務所及び福岡都市整備事務所】

注1:工事種別「土木」については、

- ① 福岡東部開発事務所の工事区分「土木工事5」と「土木工事6」との重複提出は認めない。

注2:福岡東部開発事務所及び福岡都市整備事務所については

- ① 福岡東部開発事務所の工事区分「用地管理工事」と「土木工事5」との重複提出は認めない。
- ② 福岡都市整備事務所の工事種別「土木工事7」と福岡東部開発事務所の工事区分「土木工事5」又は「用地管理工事」との重複提出は可能である。
- ③ 福岡都市整備事務所の工事種別「土木工事7」と福岡東部開発事務所の工事区分「土木工事6」との重複提出は認めない。

注3:福岡東部事務所、福岡都市整備事務所及び九州支社については、

- ① 福岡都市整備事務所の工事種別「土木工事7」又は、福岡東部開発事務所の工事区分「土木工事5」又は「用地管理工事」と九州支社の工事区分「土木工事4」との重複提出は認めない。
- ② 福岡東部開発事務所の工事区分「土木工事6」と九州支社の工事区分「土木工事3」との重複提出は認めない。

※福津地域:福津市、宗像市、古賀市

【別紙】

平成23・24年度調査対象工事区分表（九州公園事務所発注用）

工事種別	工事区分	工事内容	参考 平成22 年度発 注実績	発注 予定 地域	機構の定める要件		
					格付	地理的条件	技術的適性
建築	公園施設建築1	国営公園内施設の建築修繕等工事	1	福岡	保全建築	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域に本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	公園内施設の建築修繕等工事について、過去10年間に元請としての施工実績があること。
電気	公園施設電気1	国営公園内施設の電気設備修繕等工事	1	福岡	電気B	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域に本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	公園内施設の電気設備修繕等工事について、過去10年間に元請としての施工実績があること。
管	公園施設機械1	国営公園内施設の機械設備修繕等工事	2	福岡	管B	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域に本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	公園内施設の機械設備修繕等工事について、過去10年間に元請としての施工実績があること。
造園	公園施設造園1	国営公園内施設の造園修繕等工事	0	福岡	造園B	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域に本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	公園内施設の造園修繕等工事について、過去10年間に元請としての施工実績があること。
	公園施設造園2	国営公園内施設の造園修繕等工事	1	福岡	造園C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域に本店、支店又は営業所があること。 ② 当該地域において「技術的適性」に掲げる工事実績があること。	公園内施設の造園修繕等工事について、過去10年間に元請としての施工実績があること。

注1： 地理的条件欄における「福岡都市圏及び周辺地域」とは、別添1に示す地域。

注2： 発注予定地域欄における「福岡」は、「福岡都市圏及び周辺地域」を示す。（別添1）

地理的条件(平成 23 年 4 月 1 日現在)

福岡都市圏及び周辺地域

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、
古賀市、福津市、筑紫郡、糟屋郡、飯塚市、嘉穂郡、宮若市、朝倉郡
久留米市、大川市、小郡市、うきは市、三井郡、嘉麻市、朝倉市
三潞郡、八女市、筑後市、八女郡、大牟田市、柳川市、みやま市

北九州都市圏及び周辺地域

北九州市、中間市、遠賀郡、直方市、鞍手郡、田川市、田川郡、
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡